

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 佐野行田線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
羽生市大字上新郷字別所七〇九四 番三地从から 同市大字上新郷字別所七一五〇番 一地先まで			区 間
九・〇〇〇～九・二二二	五・〇〇	八・〇〇〇～一四・七八	敷地の幅員 (メートル)
二七六・九六	二七八・二六	二五三・一六	延 長 (メートル)
			備 考